

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十二号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「管理職手当の額」の下に、「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号。以下「平成二十一年改正学校職員給与条例」という。）又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十七号。以下「平成二十一年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日（以下「基準日」という。）において平成二十一年改正県職員給与条例附則第三項又は平成二十一年改正学校職員給与条例附則第二項に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「管理職手当の額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を加え、同項第五号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当の額」を「よるものとした場合の額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。